11　いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払、正当な法の手続等に従うことの条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない旨定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第一二条関係）

13　一方の締約国又はその指定する機関による請求権代位について定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、延滞なく、かつ、自由に行われることを確保する旨定める。（第一四条関係）

15　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一五条関係）

16　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一六条関係）

17　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一七条関係）

18　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一四条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第一八条関係）

19　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができること等について定める。（第一九条関係）

20　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせない旨定める。（第二〇条関係）

21　この協定のいかなる規定も、二重課税の回避のための条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該条約とが抵触する場合には、当該条約が優先する旨定める。（第二一条関係）

22　合同委員会の設置等について定める。（第二二条関係）

23　締約国は、健康、安全及び環境に関する措置の緩和等を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等について定める。（第二三条関係）

24　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有等をされ、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二四条関係）

25　この協定の発効要件について定める。（第二六条関係）

26　この協定の有効期間等について定める。（第二七条関係）

27　この協定の改正について定める。（第二八条関係）

28　第二条、第三条、第六条により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）

政　令

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条、第十七条第一項及び第十七条の三の二の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項に次の一号を加える。

六　対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第十二条第一項第一号中「別表第一(六)項ロに」を「次に」に改め、「延べ面積が二百七十五平方メートル以上のもののうち」を削り、同号に次のように加える。

イ　別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ　別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

第二十一条第一項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる防火対象物

イ　別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(ヨ)項ロ及び(タ)項に掲げる防火対象物

ロ　別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

第二十一条第一項第三号を次のように改める。

三　次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ　別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(ヌ)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物

ロ　別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）

第二十一条第一項第九号を次のように改める。

九　別表第一十六の二項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ　別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物